

予定価格等の事前公表及び入札書への入札金額内訳書の添付について(業務委託)

1 予定価格等の事前公表の対象

次の から のすべての要件にも該当する業務委託の契約(特定調達契約(WTO案件)は、 の要件を除きます。)について、その予定価格を、入札前に公表(事前公表)します。

一般競争入札に付するもの

電子入札を行うもの

入札参加資格の有無の確認を入札後において行うもの

建築物清掃、常駐警備、建物付属設備・機械設備の保守・点検・運転管理などの施設維持管理業務等の役務の提供を受ける業務で、毎年4月1日から年間を通じて継続的に行うもの

2 予定価格の事前公表の方法

調達情報公開システムの「入札・見積り詳細情報」画面の備考欄に、『予定価格XX,XXX,XXX円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)]と表示するほか、入札公告にも同様に記載して、当該入札公告を「入札・見積り詳細情報」の添付資料とします。

3 入札金額内訳書の添付

業務委託の入札案件でその予定価格を事前公表するものについては、入札書の提出の際に、入札金額内訳書(入札金額の積算内訳を明らかにした書面)を併せて提出する必要があります(電子入札システムで入札する場合は、入札書に関する情報を送信する際に、ファイルで添付することになります。)

なお、入札金額内訳書を提出しない入札は、無効となります。

4 調査基準価格の事前公表

業務委託の入札案件で予定価格を事前公表するもの(低入札価格調査の対象)については、調査基準価格も事前公表します(調査基準価格の事前公表の方法は、予定価格の事前公表と同様の方法により行い、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で表示します。)

5 入札回数等

予定価格を事前公表する入札案件については、その入札回数を1回限りとします。

落札者がいない場合には、入札を打ち切り、再度入札公告をして入札を行うか、又は随意契約に移行します。

6 適用時期

平成19年1月1日以後において入札公告を行うものから適用します。

一般競争入札の原則化について(業務委託)

1 概要

入札・契約制度における透明性、公平性、競争性等の向上を図るため、現在、指名競争入札により入札を行っている施設維持管理業務などの業務委託については、順次、一般競争入札を原則とする入札方式に移行します。

2 一般競争入札の原則化の対象範囲

一般競争入札の原則化の対象となる業務委託の契約は、その予定価格が100万円を超えるものです。ただし、特殊な技術を要し、履行可能な登録業者が極めて限定される契約などについては、この原則が適用されないことがあります。

3 入札公告・入札参加資格

一般競争入札は、指名競争入札とは異なり、入札参加者に対して事前通知(指名通知)をすることがありませんので、一般競争入札案件の入札に参加することを希望する者は、広島市調達情報公開システムなどに表示される入札情報(入札公告)について、常に注意しておく必要があります。

また、個別の一般競争入札案件ごとに、その入札公告に入札参加資格(入札に参加する者に必要な資格)が定められていますので、入札参加資格を有していない者(有していることを証明できない場合を含みます。)は、入札することができません。

4 入札後資格確認型一般競争入札

入札方法を指名競争入札から一般競争入札に変更する場合には、その入札は、入札後に入札参加資格の有無を確認する「入札後資格確認型一般競争入札」で実施することになります。ただし、特定調達契約(WTO案件)については、これまでどおり、入札前に入札参加資格の有無を確認する一般競争入札(通常型)で実施します。

5 適用時期

年間を通じて行う業務(施設維持管理業務等)の委託契約については、平成19年1月1日以後において入札公告を行うものから適用します。

年間を通じて行わない業務(短期・単発の業務)の委託契約については、平成19年4月1日以後において入札公告を行うものから適用します。

(参考)

「通常型と入札後資格確認型の一般競争入札による入札フロー図」(別添資料)

電子入札の拡大について(業務委託)

1 概要

電子入札については、平成17年4月から、順次、その対象範囲を拡大させていますが、今回の業務委託等の改善に伴い、拡大予定時期を前倒しして実施します。

2 拡大対象業務

年間を通じて行う業務委託のうち、その予定価格を事前公表する施設維持管理業務等()を対象とします。

〔 建築物清掃、常駐警備、冷暖房設備等の運転管理(常駐)、自家用電気工作物の保守点検、電話交換、建物付属設備・機械設備の保守・点検・運転管理などの業務 〕

3 電子入札案件における入札書の提出方法

電子入札の対象となる業務委託の入札案件については、電子入札システムを利用して入札書を提出(送信)することになります。ただし、一定の期間(約1年間程度)は、当面の措置として、これまでどおりの紙入札(持参)や郵便入札によることも認めますが、この期間の経過後からは、電子入札に限定します。

なお、電子入札で入札に参加するためには、事前に、インターネットへの接続環境、パーソナルコンピュータ、電子入札用のICカード・ICカードリーダー、電子入札の利用者登録などが必要となります。

4 電子入札案件における入札書の提出期間(期限)

電子入札案件(当面の措置として紙入札又は郵便入札も認める場合も含みます。)における入札書の提出期間(期限)は、次のとおりとなります。なお、電子入札を行わない(紙入札のみを行う)入札案件については、これまでどおり、入札書を入札公告に定める入札執行の場所及び日時に持参して入札することになります。

電子入札及び紙入札の場合

〔 開札日の前々日(午前8時30分～午後5時)から開札日の前日(午前8時30分～午後3時)までの間 〕

郵便入札の場合

〔 入札公告の日から開札日の前日の午後3時までの間 〕

5 実施時期

平成19年1月1日以後において入札公告を行うものから実施します。

低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について(業務委託)

1 概要

委託業務(建設コンサルティングサービスを除きます。)に係る入札方法の一般競争入札の原則化に伴い、著しく低い価格での契約による粗雑履行や不履行の発生を未然に防止するため、現在、建築物清掃(常駐)及び常駐警備業務において適用している低入札価格調査制度を、その他の年間を通じて行う施設維持管理業務等にも拡大して適用します。

2 低入札価格調査制度の対象となる業務

対象となる業務は、次のとおりです。なお、これら以外の業務であっても、低入札価格調査を実施する必要があると認められるものについては、入札公告においてその旨を表示します。

年間を通じて行う業務	建築物清掃業務(常駐)及び常駐警備業務
	上記に掲げる業務以外のもの

3 低入札価格調査の手続等

低入札価格報告書の提出

調査基準価格(その価格を下回る入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを判断するために行う低入札価格調査を実施する場合の基準となる価格)に満たない価格で入札した入札参加者(以下「低入札価格者」という。)は、次のとおり、低入札価格報告書を提出する必要があります。

調査基準価格を事前公表する入札案件の場合

調査基準価格を下回る価格で入札する者は、入札書の提出の際に、低入札価格報告書を併せて提出する必要があります(低入札価格報告書を提出しない入札は、無効となります。)

調査基準価格を事前公表しない入札案件の場合

開札後において、低入札価格調査の対象者は、指定された低入札価格報告書の提出期限までに提出する必要があります(低入札価格報告書を提出期限までに提出しない場合は、入札が無効となります。)

落札者の決定

開札の結果、低入札価格者がある場合は、落札者の決定を保留し、後日、契約担当課長が低入札価格者に低入札価格報告書に基づいて事情聴取等を行い、各局・区に設置する委託業務低入札価格審査委員会の審議を経た上で、落札者を決定することになります。

4 適用時期

平成19年1月1日以後において入札公告を行うものから適用します。

長期継続契約の活用拡大及び入札の公告・期日の繰上げについて(業務委託)

1 概要

「役務の提供を受ける契約のうち、施設の管理業務その他の毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの」については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例等の規定により、複数年度にわたる契約期間(履行期間)で契約することができますが、競争性の向上、履行品質の確保等を図るため、今後は、その期間を延長するなど、長期継続契約の制度を活用・拡大します。

2 長期継続契約に係る履行期間の延長

現在、建築物清掃業務(常駐)、常駐警備業務などの一定の業務(以下「建築物清掃業務等」といいます。)については、例外的な事情がある場合を除いて2か年度、その他の業務については原則として1か年度をその履行期間としていますが、今後は、建築物清掃業務等については原則として4か年度と、その他の業務については4か年度を上限としてその業務の内容等に応じて適宜定める年度までとします。

3 長期継続契約に係る入札公告及び入札期日の繰上げ

業務の履行開始までに十分な研修、準備等の期間が必要な業務については、これらに必要な期間を履行開始前に確保するため、その入札公告や入札期日を、現在よりも約1週間から2週間程度繰り上げます。

4 適用時期

平成19年1月1日以後において入札公告を行うものから適用します。

郵便入札の実施について(業務委託)

1 概要

業務委託(建設コンサルティングサービスを除きます。)の入札案件について、電子入札や紙入札による入札書の提出方法に加え、特定調達契約(WTO案件)において実施している郵便による入札方法と同様の方法により、入札することができることとします。

2 郵便入札の対象となるもの

次の から のいずれの要件にも該当する業務委託の入札案件を対象とします。

一般競争入札に付するもの

電子入札を行うもの(入札書の提出方法が、電子入札限定の入札案件は除きます。)

予定価格を事前公表するもの

3 郵便による入札書の提出方法

入札公告に定める郵送による場合の入札書の到達期限までに必着で、入札執行課に配達証明付き書留郵便により郵送する必要があります。

4 適用時期

平成19年1月1日以後において入札公告を行うものから適用します。

入札後資格確認型一般競争入札の導入について(業務委託等)

1 概要

予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者(以下「落札候補者」といいます。)の入札参加資格の有無の確認を入札(開札)後において行う「入札後資格確認型一般競争入札」(特定調達契約(WTO案件)は、除きます。)を、委託業務の入札案件から、順次、導入します。

2 入札後資格確認型一般競争入札の対象とする入札案件

物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負の契約(以下「物品売買等の契約」といいます。)並びに役務(建設コンサルティングサービスを除きます。)の提供を受ける契約のうち、一般競争入札の方法により契約の相手方を決定する入札案件を対象とします。

3 入札手続等

落札者の決定の保留等

開札の結果、落札候補者がある場合には、落札者の決定を保留し、落札候補者に入札参加資格があるかどうかの確認手続を開始します。

資格確認申請書等の提出

落札候補者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)を、指定期限(開札日の17時又は開札日の翌日の正午)までに提出する必要があります(資格確認申請書等を指定期限までに提出しなかった入札は、無効となります。)

なお、落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合には、「他の入札参加者で調査基準価格を下回る金額で入札している者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の金額で入札している者のうち最低の価格を提示した者」についても、資格確認申請書等の提出を求めます。

落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合には、落札者の決定をします。ただし、落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合は、各局区等に設置する委託業務低入札価格審査委員会の審議結果に基づいて落札者を決定します。

入札参加資格確認結果・入札結果の通知

落札者を決定した場合は、その結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書及び入札結果通知書により、入札参加者全員に対して通知します。

4 適用時期

年間を通じて行う業務の委託契約については、平成19年1月1日以後において入札公告を行うものから適用します。

その他の業務の委託契約及び物品売買等の契約については、平成19年4月1日以後において入札公告を行うものから適用します。

(参考)

「通常型と入札後資格確認型の一般競争入札による入札フロー図」(別添資料)

入札説明書等のダウンロード化について(業務委託等)

1 概要

業務委託や物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負の一般競争入札における入札説明書等の関係資料(以下「入札関係資料等」といいます。)については、現在、契約担当課の窓口で配布していますが、今後は、原則として、本市のホームページ(広島市調達情報公開システム等)にアクセスし、ダウンロードして入手することを原則とします。

2 ダウンロードの対象となる入札関係資料等及び掲載方法

区分	入札関係資料等	掲載方法
共通様式 【 】	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額内訳書様式 ・低入札価格報告書様式 ・委任状様式 など 	広島市調達情報公開システム等の「各種様式集」などに掲載します。
作成等の手引	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額内訳書作成手引 ・低入札価格報告書作成手引 ・入札書等の提出等 ・物品売買等競争入札参加者の手引 など 	
入札案件によって内容が異なるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・入札公告 ・入札説明書 ・仕様書 ・入札書様式(紙入札の場合) ・入札参加資格確認申請書様式 ・契約書(案)及び契約約款 ・誓約書(必要とされている場合) ・その他必要な資料(特約条項等) など 	広島市調達情報公開システムの「入札・見積り詳細情報」(詳細)の添付資料として掲載します。

【 】 共通様式であっても、入札案件の内容によっては、指定された様式を使用しなければならない場合があります。

3 その他

入札に参加することを希望する者は、本市のホームページにインターネットでアクセスして、入札関係資料等をダウンロードして入手することになりますが、ダウンロードで入手することができない者などについては、契約担当課の窓口での配布も行います。

入札関係資料等の広島市調達情報公開システムの「入札・見積り詳細情報」への添付については、その合計ファイル容量が1MB(メガバイト)を超える場合は添付することができないため、この場合は、従来どおり、契約担当課の窓口で配布します。

4 適用時期

平成19年1月1日以後において入札公告を行うものから適用します。